特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	杵築市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、杵築市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和7年1月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	杵築市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務			
②事務の概要	杵築市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(平成17年杵築市条例第107号)及び杵築市重度 心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則(平成17年杵築市規則第77号)に基づき、重度心身 障害者医療費の支給に関する事務を行う。 上記条例及び規則並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り 扱う。 ①受給資格認定の申請の受理、審査、応答 ②受給者証の交付 ③医療費支給の申請の受理、審査、応答 ④支給金の返還 ⑤条例第12条の規定による届出の受理、審査、応答 ⑥受給者証の再交付			
③システムの名称	1.総合福祉WEL+ 2.MICJET番号連携サーバ 3.中間サーバー			

2. 特定個人情報ファイル名

重度心身障害者医療費助成情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

•番号法第9条第2項

・杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年杵築市条例第37号。以下「独自利用条例」という。)第4条第1項及び別表第1の2の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・独自利用条例第4条第1項及び別表第1の2の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 №0978-62-1801

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉事務所	〒879−1307	大分県杵築市山香町大字野原1010番地2	Tel 0977-75-2405
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ		1]適用した
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満				
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] へては、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
240 00 00						
2. 特定個人情報の入手(*	青報提供ネ	ットワークシス・	テムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	С	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	С	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの	委託		[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	を(委託や情報	報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバーを取得することを徹底している。、また 基ネット照会を利用する場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を徹底している。上記のほか 下記の局面で特定個人情報の取扱いに関し手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で の確認を行うようにており、人為的ミスが発生するリスクへの対応は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄					

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]4	≧項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリス は使用等のリスクへの対策 けれるリスクへの対策 システムを通じて目的 システムを通じて不正さ い、滅失・毀損リスクへ	対策 ⑤(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	行われることはないと考えられ 末、職員、参照範囲が必要最	いる。その上で、情報ネ 小限となるようアクセス ブアウトの徹底を呼びが	特定個人情報を入手しているため、目的外の入手が ・ットワークシステムで情報照会を行うことができる端 、制限を設定している。またアクセス権限所持者に かけており、監査も実施している。以上のことから、 がある」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	3. 個人俄写の利用 法会上の担拠	・杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年杵築市条例第37号。)		事後	
平成29年7月20日	I 関連項目 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・番号法第19条第14号の規定による特定個人 情報保護員会規則	・番号法第19条第8号 ・独自利用条例第4条第1項及び別表第1の2の 項	事後	
平成29年7月20日	I 関連項目 5. 評価実施機関における担	福祉推進課長	福祉推進課長 江藤 修	事後	
平成29年7月20日	I 関連項目 8. 特定個人情報ファイルの取	Tel 0977-75-2408	Tel 0977-75-2405	事後	
平成29年7月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉推進課長 江藤 修	福祉推進課長	事後	
平成30年9月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	1.Acrocity医療費助成(障害者医療) 2.MICJET番号連携サーバ 3.中間サーバー	1.総合福祉WEL+ 2.MICJET番号連携サーバ 3.中間サーバー	事前	
平成31年1月28日	Ⅳ リスク対策		新様式による追加	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年12月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日		福祉推進課	福祉事務所	事後	
令和2年11月17日	T 閉流水	福祉推進課長	福祉事務所長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	18 1年 11 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		福祉事務所 〒879-1307 大分県杵築市 山香町大字野原1010番地2 TEL0977-75 -2405	事後	
令和2年11月17日	 1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日		令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	IV リスク対策 8. 監査	[〇]外部監査	[]外部監査	事後	
令和3年11月26日	テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・独自利用条例第4条第1項及び別表第1の2の 項	・番号法第19条第9号 ・独自利用条例第4条第1項及び別表第1の2の 項	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月26日	エーキハ値判断項目	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年11月4日		[]外部監査	[〇]外部監査	事後	
令和4年11月4日	Ⅱ 多以值到版值日	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年11月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和5年11月15日	177 スク対等	[〇]外部監査	[]外部監査	事後	
令和5年11月15日	1 1 多 1 値 割 紙 頂 日	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年11月15日		令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日		令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	11 多八個判断項目	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日			新規追加のため	事後	
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		新規追加のため	事後	